

「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」（中間案）の概要

1 これまでの検討状況及び中間案（素案）からの変更点

（1）条例検討懇話会の開催及び県議会における調査の状況

令和6年 6月 18日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例検討の進め方等について、県議会において調査
同月 19日	第1回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・性暴力の現状、三重県における性暴力被害者支援や被害防止に関する取組状況や、懇話会での論点案について、事務局から説明 ・事務局説明事項について、委員から意見を聴取
8月 6日	第2回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・第1回懇話会での意見をふまえて整理した論点をもとに、条例に盛り込むべき内容について、委員から意見を聴取
10月 9日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例の検討状況について、県議会において調査
11月 26日	第3回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・条例骨子案について、委員から意見を聴取
12月 9日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例骨子案について、県議会において調査
令和7年 2月 21日	第4回三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）検討懇話会 ・条例中間案（素案）について、委員から意見を聴取
3月 13日	環境生活農林水産常任委員会 ・条例中間案について、県議会において調査

（2）条例中間案（素案）からの変更点

- ・前文について、懇話会でのご意見をふまえ、県民の願い及び実現を図るべき三重県を「人権を尊重し、誰もが安全に安心して暮らせる三重県」としました。
- ・前文に、加害者に関する視点を追加するため、前文に「性暴力に対するすべての責任は加害者にあるにもかかわらず」を追記しました。
- ・条例の目的について、具体的な目的から最終的に実現を目指す目的となるように記載順を変更しました（第1条）。
- ・基本理念について、子どもを主体的に記載するため、「まずは、子どもが性暴力を防止する知識を身に着け」としました（第3条）。
- ・学校等の役割について、学校に在籍する成年（在学中に18歳を迎えた生徒など）も対象であることをより明らかにするため、「在籍する者」としました（第7条）。
- ・「性暴力の根絶をめざす週間」について、懇話会でのご意見をふまえ、広く県民に受け入れられるため、「性暴力のない社会をめざす週間」としました（第17条）。
- ・「性暴力の根絶をめざす環境」について、より具体的な表現とするため、「性暴力が発生しない環境」に修正しました。また、社会・技術の進展で生じる行為の防止についても、性暴力が発生しないための環境づくりであるとして、第1項に整理しました（第23条）。
- ・関係機関と支援機関について定義を整理し、性暴力の根絶をめざす施策（性暴力の根絶と性暴力被害者等に対する支援）に係る機関を「関係機関」と定義し、条例で使用する用語を「関係機関」に統一しました（第4条、第19条、第20条）。
- ・その他、条例で使用する文言について必要な整理を行いました（「被害者等への支援」を「性暴力被害者等に対する支援」になど）。

2 条例（中間案）の概要について（別紙）

（1）前文

前文では、条例制定の背景や趣旨を明らかにします。

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現がすべての県民の願いである一方、個人の尊厳を侵害する性暴力が身近に存在していること、また、性暴力の責任は全て加害者にあるにも関わらず、二次被害に苦しむ被害者や声を上げたくても上げられない被害者が存在していることを条例制定の背景として明らかにしています。

また、この条例により、性暴力被害者に対する中長期にわたる途切れない支援や子どもを性暴力から守ること、さらに、性暴力を決して許さない強い意思の下、性暴力を根絶させることが必要であり、被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざし、すべての県民がお互いに尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図っていくことを本条例の趣旨としています。

（2）第1章 総則

ア 目的（第1条）

この条例によって、性暴力の根絶や性暴力被害者等の支援に関する施策（以下「性暴力の根絶をめざす施策」という。）の推進に当たっての基本理念や基本となる事項のほか、県の責務を定めるとともに、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ計画的に推進します。

これにより、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者を支援することで県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

イ 定義（第2条）

性暴力について、県民等に分かりやすく伝わるよう、性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDVやセクシュアル・ハラスメント等を列挙し、「特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意なく行われる性的な行為であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利又は性的な問題に関する身体、自由、精神、尊厳その他その者の権利利益を害する行為」と定義します。

性暴力のほか、性犯罪となる罪をはじめ、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮及び二次被害など、本条例での基礎的かつ重要な用語を定義します。

ウ 基本理念（第3条）

性暴力の根絶に関する基本的な考え方を示し、以下のとおり5つの基本理念を規定します。

- ① 性暴力は極めて悪質で許されない行為であることから、根絶していかなければならないこと。
- ② 性暴力被害者等を社会全体で支えることを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重することを基本とすること。
- ③ 差別や偏見を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮を行うこと。
- ④ 必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならないこと。
- ⑤ 子どもが性暴力を防止する知識を身に着けるための教育及び啓発をまずは行い、性被害が発生した場合は、早期発見並びに被害を受けた子どもの迅速な支援のため、関係機関等が連携協力すること。

エ 県の責務（第4条）

性暴力の根絶をめざす施策を策定し、実施する責務を有することを規定します。また、施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、民間支援団体等と相互に連携を図るとともに、必要な情報の収集及び活用に努めることを規定します。

オ 県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体の役割（第5～10条）

基本理念にのっとり、性暴力被害者等への支援や二次被害の防止に努めること及び県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めることを規定します。

なお、「県民等」とは、県民のほか、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいいます。

また、「学校等」とは、学校教育法で規定する学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、大学及び特別支援学校、高等専門学校）、児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）、専修学校、認定こども園のほか、学習塾やスポーツクラブなど、子どもに対して技芸又は知識の教授を行う事業を行うものをいいます。

（3）第2章 推進体制の整備（第11～14条）

県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な体制を整備するよう努めるとともに、推進計画を定めることを規定します。

さらに、県は、条例に定める施策の実施に携わる人材の育成及び支援のため、必要な専門的知識や技術について、情報の提供その他必要な施策を講ずることを規定します。

（4）第3章 基本的施策

ア 第1節 性暴力の予防（第15～17条）

学校等の設置者は、子ども及びその保護者に対して、その発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めることを規定します。

また、県は、性暴力被害者等の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民の理解促進のため広報・啓発活動その他の必要な施策を講ずること、県民が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図ることを規定します。

イ 第2節 性暴力被害者等に対する支援（第18～21条）

県が設置している「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」についての規定を整備するため、性暴力被害者等の支援に関する総合的な窓口を設置し、支援を行うことを規定します。

また、県は、県民等が性被害を受けた場合、早期に相談窓口につなげられるよう警察、関係機関と連携を図ることや、子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう必要な施策を講ずることを規定します。

さらに、県は性暴力被害者等からの相談に適切に対応し支援を行うために必要な施策を講ずるとともに、関係機関と緊密に連携し、支援が早期かつ適切に行われるよう取り組むことを規定します。

加えて、三重県犯罪被害者等支援条例（以下「支援条例」という。）では広く犯罪被害者等への支援について規定していることから、支援条例への委任により、支援条例とともに性暴力被害者等を支援することを明示します。

ウ 第3節 性暴力のない社会の構築（第22、23条）

県は、性暴力加害者やその家族などからの相談に応じる体制を整備し、再発防止等に必要な支援に努めること、また、加害者が子どもの場合は、発達段階に応じた教育その他必要な支援に努めることを規定します。

また、県、学校等及び事業所は性暴力が発生しない環境づくりに努めるとともに、県は、必要な情報の提供、広報及び啓発などの施策を講ずることを規定します。

（5）第4章 雑則（第24、25条）

この条例に基づく施策を推進するにあたって取得した個人情報を適切に管理しなければならないことを規定します。

また、性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定します。

3 今後のスケジュール（案）

条例制定に向けた今後のスケジュール（案）は以下のとおりです。

令和7年3月18日 パブリックコメント（～4月16日）※予定

5月 第5回条例検討懇話会（条例最終案について）

6月 環境生活農林水産常任委員会（条例最終案について）

9月 定例会会議 条例案提出